

対象者：保育所、幼稚園、児童館などの保育施設等を利用していない子どもを在宅育児している保護者

# 在宅育児支援金を創設

## 石川町は、在宅育児をサポートします！

1. 対象乳幼児 石川町に住所を有し、生後6ヶ月から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが対象乳幼児です。
2. 在宅育児支援金 月額：10,000円（対象乳幼児1人）
3. 実施期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日
4. 対象者（いずれも該当すること）
  - ①保育施設等(幼稚園、保育所、児童館等)を利用していない対象乳幼児(6ヶ月～3歳)を在宅で育児している保護者
  - ②町内に住所を有し、対象乳幼児と生計を同一にしている保護者
  - ③町税及びその他町の徴収金の滞納がない者
5. 申請及び受給方法
  - ①保育施設等を利用していない対象者と見込まれる保護者に申請書等の案内通知を町からお送りします。  
**上半期分(4月～9月)を10月**  
**下半期分(10月～3月)を3月**にお送りします。
  - ②案内通知が届いてから、上半期分を9月に、下半期分を3月に申請してください。
  - ③銀行口座へ振り込まれます。(年2回)
6. 問合せ先 石川町教育委員会 教育課こども係  
TEL 0247-26-0811

福島県石川町

